

2006（平成18）年度

# 年度計画

自 2006（平成18）年4月1日  
至 2007（平成19）年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構

## 目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 業務運営の効率化	1
2. 事業実施における費用対効果の向上	1
3. 情報化	1
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等	2
1. 貿易投資取引の機会提供に向けた活動	2
(1) 対日直接投資の促進	2
(2) 中小企業等の輸出支援	4
(3) 対日アクセスの円滑化	7
(4) 地域の国際化による地域経済活性化の支援	9
2. 貿易投資円滑化のための基盤的活動	11
(1) 海外経済情報の収集・調査・提供	11
(2) 海外への情報発信	15
(3) 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援	16
3. 開発途上国経済研究活動	18
(1) 開発途上国に関する調査研究	18
(2) 開発途上国に関する資料収集・情報提供	20
(3) 開発途上国に関する研究交流・人材育成	22
4. 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携	24
III. 予算、収支計画及び資金計画	24
IV. 短期借入金の限度額	24
V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画	24
VI. 剰余金の使途	24
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	24
1. 施設・設備に関する計画	24
2. 人事に関する計画	25

## **I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1. 業務運営の効率化**

一般管理費について、人件費や物件費の抑制により、中期目標期間の最後の事業年度である 2006（平成 18）年度において、特殊法人（2002 年度）比で少なくとも 10%の効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、2006 年度において、これに対応する特殊法人（2002 年度）時の補助金等を充当して行う事業費に比して 3.5%の効率化を図る。

この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、実績に関する評価及びニーズを踏まえ、必要な見直しを図っていくこととする。なお、行政改革の重要方針（2005 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後 5 年間で 5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、2006 年度から 5 年間において 5%以上の削減を行う。ただし、退職手当は効率化の対象としない。

### **2. 事業実施における費用対効果の向上**

実施事業の重点化に努めるとともに、目標管理制度の活用、マニュアルの活用を引き続き進める。また、自己収入の拡大に引き続き積極的に取り組むとともに、民間企業・業界団体及び地方自治体等から受託事業の拡大を図る。

### **3. 情報化**

#### **(1) ウェブサイト、各種データベースによる「お客様サービス」の充実**

ウェブサイト、各種データベースで、利用者がいつでもサービスを受けられるよう、安定した運用を行う。また、コンテンツの充実と整理統合を実施し、利用者の利便性を向上させる。

#### **(2) 組織内コミュニケーションの促進**

ナレッジマネジメント、顧客情報管理、統合経営管理のための情報システムを構築・運用し、組織内の情報共有、コミュニケーションを促進し、利用者サービスの充実に繋げる。

#### **(3) 業務・システムの最適化**

業務・システムの全体としての最適化及び調達における透明性と公平性の確保、運用の安全性の確保、人材の育成に取り組む。

## Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

### 1. 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

#### (1) 対日直接投資の促進

##### ① 基本方針

外資系企業がもたらす新しい経営・技術、ノウハウ、ビジネスモデルは、急速なグローバル化の中で、少子高齢化に直面する日本経済の再活性化にとって、重要な意味を持つ。小泉総理が掲げた投資残高倍増計画を受けて、より多くの外国企業の誘致に寄与すべく、現中期計画では対日投資案件発掘の増加に向けて積極的に取り組んできた。これまでの我が国の対日投資促進の取り組み姿勢が内外に浸透し、対日投資残高も順調に増加している。日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、その流入を一層促進することによって、継続的な経済成長の基盤、さらに東アジア経済圏におけるビジネス活動の一層の活発化への貢献を目指す。

今年度はこれまでの中期計画期間中の実績を踏まえ、発掘件数 1,000 件、誘致件数 110 件の業績目標達成に向けて、国内外で効率的・効果的に事業を実施する。一層の新規投資案件の確保と誘致に結びついていない発掘案件のフォローを確実に実施する。

今年度も重点分野は、我が国産業競争力の強化に資する ICT、バイオ、環境、医療・福祉等を主とする先端分野に加え、大きな経済効果が見込まれるサービス、流通、観光、自動車部品等、地方への進出可能性の高い分野を取り上げ、北米、欧州及び東アジア企業を中心に、我が国への進出を働きかける。国内においては、これまで築いてきた地方自治体との連携・ネットワークをベースに地域進出案件の一層の発掘・支援に努めると同時に、新しい切り口での自治体側の積極的な取り組みを促していく。

##### ② 活動方針

###### (イ) 案件発掘体制の充実

海外の対日投資重点センターを中心に、資源を効率的に配分し、海外での案件発掘体制の充実を図る。具体的には、社内イントラネット等を通じた本部との情報共有の徹底を図りながら、各地における発掘ツールを重視しつつ、案件発掘に繋がる戦略的な広報活動の展開、主要地の対日投資アドバイザーの効果的な活用、経済効果の高い案件の発掘支援をより重視していく。北米では、北米ワイドの発掘活動を展開する一方、アジアで発掘体制の充実を図る。

他方、国内でも、諸外国のミッション受け入れのアライアンス形成型事業等、外国政府・団体との協力を通じて、効果的に対日投資のための案件発掘に繋げていく。

###### (ロ) 誘致支援のための国内体制の強化と効果的・効率的な誘致の実践

東京の対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）において、対日投資支援ノウハウの一層の充実と立ち上げ支援企業とのネットワークの拡充を図り、より効果的・効率的な

誘致支援を行う。加えて、IBSC 東京において蓄積されたこれらのノウハウやネットワークを、地方に設置した IBSC と共有化していくとともに、地方での対日投資アドバイザーの新設・拡充を図ることにより、地方レベルでの誘致支援に向けた体制を強化していく。さらに、M&A 案件に対しては、同案件がもたらす経済的効果・影響に鑑みながら、日本政策投資銀行や民間のコンサルティング企業と協力の下、各種の支援を展開していく。

また、既進出外資系企業による地方への二次投資案件に対する支援を行っていく。

#### (ハ) 広報活動の強化

海外の案件発掘に繋がる効果的な広報を実施するため、政府の対日投資会議専門部会の対日投資広報計画に沿って、北米、欧州を中心として戦略的な広報活動を展開していく。海外における対日投資セミナーや展示会等のイベントにおいて、新聞・雑誌等のメディアを効率よく活用しながら、機構の対日投資事業を打ち出すビジネスオリエンテッドな広報活動を通じて、案件の発掘に繋げていく。また、本部と海外事務所との情報共有体制を強化して、ウェブサイトを中心とする各種広報媒体の一層の充実を図る。

#### (ニ) 案件発掘、誘致戦略立案、情報提供に資する調査の充実

海外での効果的な案件発掘活動を展開するため、テーラーメイド調査、既進出企業の事例蓄積等を引き続き行う。また、そのベースとなる重点業種の市場状況、投資環境に関する情報を整理・更新する。さらに、今後の誘致戦略立案を視野に入れ、在日外資系企業の意識・雇用状況など、対日投資の日本経済に対する効果・影響の把握に努める。

#### (ホ) 地域における外資系企業誘致支援の強化

大阪本部・各貿易情報センター、地方に設置した IBSC を通じて、地方自治体と連携し、我が国地域への企業誘致を積極的に展開する。特に、自治体のワンストップセンターとの連携を強化する。

また、地域への投資を一層促すため、各種招聘事業を有効に活用して、各地域のプロジェクト情報を対日投資関心企業に積極的に提供していくほか、「日米投資イニシアティブ」等の投資交流の枠組みを地域の企業誘致に結び付けるよう、これらセミナーに外国企業の参加を促し、ビジネスアライアンス構築に向けた商談会等を開催していく。

さらに、地域の企業誘致への取り組みのレベルとニーズに応じ、誘致担当者育成スクール、誘致戦略の策定、投資ミッション受け入れ、企業立ち上げ支援などを通じて自治体の誘致活動をサポートしていく。自治体からは企業誘致に係わる受託事業を積極的に受け入れ、支援内容に応じてきめ細かいサービスを展開していく。

#### (ヘ) 投資環境の改善に向けての提言及び働きかけ

立ち上げ支援企業、IBSC 支援企業が日本拠点設立に際して、直面する制度上の問題点を把握し、それをもとに、政府対日投資会議専門部会の場で、より良い我が国の投資環境作りを目指して提言していく。

これらの事業を通して、対日投資案件発掘件数を 2006 年度 1 年間で 1,000 件程度とする

とともに、外国企業、地方自治体、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## (2) 中小企業等の輸出支援

### ① 基本方針

昨年度に引き続き、輸出意欲が高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの、積極的な取り組みがなされていない分野に対して、中堅・中小企業の輸出支援を重点的に行う。また、中期計画最終年度として、2006年度においては、次の4点を視野に入れながら、メリハリのある支援を実施する。

#### (イ) ブランド力強化等を通じた輸出の高付加価値化支援

将来の輸出製品の高付加価値化を目指して、製品改良や新商品開発のためのマーケティング調査等に注力していく。

#### (ロ) 地域の輸出促進

##### A. 輸出有望案件発掘支援事業

全国複数箇所に9名の発掘専門家を配置し、各地の関係機関の協力を得て、各地産業クラスター計画傘下の企業も視野に入れつつ、輸出有望案件を発掘していく。

##### B. 地域発の海外展示会出展の拡充

地場産業等展示事業（出展支援）の他に「中小企業マーケットアクセス支援事業」（詳細後述）を加え、よりきめ細かい輸出支援を行う。

#### (ハ) 最重点分野への選択と集中

##### A. コンテンツ：映像コンテンツ産業の東アジア展開支援

##### B. ファッション：東京発日本ファッションの発信強化

##### C. デザイン：斬新なデザインを付加した伝統製品の海外販路開拓を目指して、海外で開催される見本市への参加。

##### D. 食品：ニッポンブランドの輸出（食文化等と合わせた総合的な日本食品の輸出支援を行う）

#### (ニ) 需要サイドへの働きかけ喚起

従来からの供給サイドのニーズに基づいた事業展開に加えて、海外の需要サイドのニーズ把握とバイヤー勧誘を行う。

##### A. 海外マーケティング調査を活用した需要動向の把握

新興市場等での日本からの輸入ポテンシャルの把握

##### B. 国内の展示会へのバイヤー勧誘

ジャパンファッションウィーク(JFW)、東京国際映画祭併設マーケット(TIFFCOM)、東京国際アニメフェアなど

(ホ) 一層の成果志向

事業成果をより明確に表す指標を設定するとともに、サクセスストーリーの充実を図る。

② 活動方針

重点産業分野としては、前年度に引き続き、以下の6分野を取り上げる。

(イ) 「機械・部品」

機械・部品については、日本の「モノ作り」の根幹であり、優れた技術力をもった中堅・中小企業が数多く存在する。

2006年度は、他国企業に真似ができないような高い技術水準を持ち、かつ輸出意欲が高い中堅・中小企業に対し、成長著しい中国やアジア市場での需要拡大を踏まえて、これら地域の現地企業（欧米系も含む）等の部品調達ニーズと国内オンリーワン企業の製品・部品とのマッチングを支援する。

(ロ) 「繊維」

繊維については、輸出に対する意欲と実現可能性が高い企業に対し、市場拡大が著しい中国や欧米市場において、引き続き「ジャパंकオリティ」、「ジャパブランド」を前面に押し出した商談機会の提供を行う。

また、東アジア・中国の素材力・縫製力が急速に向上していることを踏まえて、総合的な輸出支援の一環として、商談機会を提供する前段階に、世界市場に通用するマーケティング力、クリエイション力の向上を目指した人材育成に資する情報提供等を積極的に行うとともに、欧米のファッション・コレクション等の機会を活用したジャパン・デザイナーの紹介を行っていく。

(ハ) 「地域伝統産品」

地域伝統産品については、地域の伝統を反映し世界に誇る高品質・高技能を持ちながらも、これまで輸出に対する積極的な取り組みがなされていない中堅・中小企業が存在する。

2006年度は、引き続き、輸出に対する意欲と実現可能性が高い企業に対して商談機会を提供するとともに、輸出への取り組みが進んでいないものの、実現可能性が高い企業の輸出意欲を高めるための情報提供を積極的に行う。また、これらの支援に際しては、斬新なデザインを付加した伝統産品の海外販路開拓を目指して、世界市場に通用するデザイナーの海外進出への働きかけを重視する。

(ニ) 「食品」

農林水産物を含めた食品の輸出促進に継続して積極的に取り組む。

特に所得向上の著しい東アジア諸国や様々な食の集まる欧米先進諸国への輸出促進を重点的に実施し、「日本食品等海外市場開拓委員会」の提言をもとにユニークな日本の食文化や加工技術、「食」サービスもあわせ、世界の「食」に貢献していく。

また、地方のニーズにきめ細かく対応すべく、「農林水産物等輸出促進全国協議会」、「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」等の組織、団体とも密接な連携を図っていく。

#### (ホ) 「IT・コンテンツ」

2006年度は、映画、アニメ、ゲーム、コミック等の輸出に対する意欲と実現可能性が高い企業に対し、引き続き商談機会の積極的な提供を行うとともに、欧米市場のみならず、アジア市場への展開を積極的に支援する。また、これらコンテンツの国際競争力を強化するため、クリエイターやプロデューサーへの情報提供を強化する。他方、音楽（J-POP）、キャラクターライセンス分野等については、輸出への取り組みが進んでいないものの実現可能性が高い企業や、輸出の意欲は高いものの実現に時間を要すると考えられる企業群が多い現状を受けて、海外において当該産業分野の広報を行うとともに、これら企業に対し、国・地域ごとに異なる業界・バイヤー情報、進出ノウハウ等、関連の情報収集、提供を行う。

また、コンテンツ分野においては、中小プロダクションの製作物が大企業によって海外へ販売されるのが一般的であることを踏まえて、中堅・中小企業に加えて、大企業とも一体となったオールジャパンの支援を行っていく。

#### (ヘ) 「環境・医療・福祉」

環境、医療、福祉については、独自の技術、アイデアを持った中小・中堅企業が数多く存在するものの、専ら日本の国内規制に依存したビジネスが中心である。これらの企業に対して、まずは欧州諸国等我が国同様、環境問題に対する意識が高い国、高齢化社会が進んでいる国の関連規制情報を提供していく。

また、重点6分野の輸出促進支援を一層強化するため、以下の事業を新規に実施する。

##### ○ 中小企業海外マーケットアクセス支援事業

海外展示会前後の一定期間（最大1ヵ月間）、現地バイヤーのアクセスの良い都市において、現地市場への販路拡大を図るための展示及びオフィス機能を有したスペースを設置し、中小企業事業者に提供する。

##### ○ インド国際技術展（IETF2007）への参加

ニューデリーで開催されるインド最大の国際見本市である「IETF2007」に、機構がパートナーカントリーとしてジャパンパビリオンを形成して参加し、在ASEAN進出日系企業も含めた日印ビジネスアライアンスを支援する。

これらの事業を通じて、輸出商談件数を2006年度1年間で20,000件程度とする。なお、分野別の目安は次のとおりとする。

(イ) 機械・部品：3,000件程度

(ロ) 繊維：8,000件程度

(ハ) 地域伝統産品：5,000件程度

- (ニ) 食品：3,000 件程度
- (ホ) IT・コンテンツ：1,000 件程度

また、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### **(3) 対日アクセスの円滑化**

#### **① 基本方針**

- (イ) 東アジアにおいて、経済連携を意識し域内産業交流の促進を目指した事業展開を図る。
- (ロ) 我が国製造業及び進出日系企業の部品・部材調達の円滑化に向け、逆見本市など、対日アクセスにつながる各種支援事業を中国において展開していく。
- (ハ) 我が国産業の活性化や国際競争力の強化、地域経済の活性化、国民生活の向上等に資するため、ICT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野において、海外の製品や技術等の導入・調達が進むことを目指す。
- (ニ) 対日アクセスの拡大が対日直接投資の促進に資するとの考えのもと、対日投資促進事業との有機的連携を図る。
- (ホ) 我が国企業による海外の優秀な人材・頭脳の受け入れを支援すべく、「ビジネス日本語能力テスト」及び「国際インターンシップ支援」を実施する。
- (ヘ) 開発途上国における日本企業の現地部品調達円滑化に資するとともに、当該国の持続的で自立的な成長の一助とすべく裾野産業及び輸出産業を中心とした中小企業の育成支援を行う。中でも東アジア各国と日本との経済連携協定（EPA）締結に向けた動きが活発化する中、日本企業と当該国企業双方に裨益するビジネスチャンスの創出を目指した事業を重点的に実施する。

#### **② 活動方針**

- (イ) 東アジアへの取り組み（東アジア連携支援）

東アジア経済圏の中核となる日本、中国、韓国の連携強化が活発化する中、3カ国の企業間アライアンスを促進する事業を展開し、我が国企業の部品・部材の最適調達と東アジア経済連携促進を図る。
- (ロ) 中国における部品・部材の最適調達

我が国製造業及び進出日系製造業の中国における部品・部材の調達支援を目的に、逆見本市等（日本国内における調達のための展示商談会を含む）を開催する。
- (ハ) 訪日ミッション・個別案件への取り組み

ICT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野を中心に、外国政府が行う対日ビジネス促進事業の一環として訪日する外国企業ミッション（既存展示会開催時期に訪日するものを含む）に対し、計画的にセミナー、商談会等を組み合わせ、対日投資に繋げていく。

なお、重点分野を中心に対日投資に繋がるような個別の対日アクセス案件に対しては、個別案件の紹介に加え、引き合い情報、案件ごとの顧客・パートナー候補のリスト作成・提供、当該分野の日本市場での動向を海外事務所にフィードバックし、案件の成約に努める。また、訪日する対日アクセス案件企業に対しては、対日投資・ビジネスサポートセンターにおいて、テンポラリーオフィスの提供、専門家によるアドバイス等を行う。

また、我が国の次世代を支える戦略産業（バイオ、ICT、ロボット等）においては、海外企業との交流促進、双方向での貿易振興や投資交流等を喚起するための国際間交流や企業アライアンスの形成、日本発デファクト・スタンダードによる産業競争力強化を推進するための国際間産業交流事業に取り組む。

## (二) 海外からの人材・頭脳の受け入れ

外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力（日本語で商談等を円滑に行える能力）を客観的に評価する「ビジネス日本語能力テスト」を国内外で実施し、年間で4,400人の受験申込者を確保する。また、我が国企業の国際競争力強化に資する優秀な人材確保のため、支援ツールとして「国際インターンシップ支援」を実施する。

これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## (ホ) 開発途上国等の産業育成支援

- A. 経済連携協定(EPA)締結支援については、政府間の交渉を側面支援すべく、対象国の輸出産業育成支援、日本企業とのビジネスマッチング等、貿易投資環境の整備・改善に向けた協力を中心に実施する。本事業の内容については、経済産業省や関係業界団体と意見調整をした上で編成する。
- B. 進出日系企業の部品調達に繋がる裾野産業の育成及び開発途上国製品の対日輸出・販路拡大を目的として、開発途上国企業及び製品について、日本企業とのビジネスマッチング、製品改善及びマーケティング支援等を行う。これらの活動により、2006年度には、政府が行う「開発イニシアティブ」の一環としての開発途上国「一村一品運動」支援に寄与する。
- C. 案件選定及び目標の設定にあたっては、相手国政府における重要度を勘案して実施していく。また、現地側の自助努力を促しつつ、我が国企業・進出日系企業のニーズ、将来の取引実現に向けた可能性の高さなども踏まえ実施する。
- D. JICA、JODC、AOTSなどの我が国関連他機関と連携し、事業全体の効率性、有効性の向上に努める。

### 【開発途上国等の産業育成支援に係る地域別方針】

#### <アジア地域>

EPA交渉の進展を背景に当該国企業、我が国企業の双方にとって事業環境整備が望まれる中、双方向でビジネスチャンスが創出されるようなマッチング事業を編成し、途上国とのWin-Winの関係構築を目指す。また、進出日系企業の集積がある国・地域に

においては、日系企業に資する裾野産業育成を行い、後発 ASEAN 加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）等については輸出産業育成支援も行う。

#### <中南米地域>

加工食品や裾野産業育成分野への協力を引き続き実施することに加え、CDM プロジェクト発掘等、新しい分野での支援事業を取り入れたプログラムを構築する。また、事業実施にあたってはビジネスマッチングなど、日本及び当該国の業界双方に裨益する事業構築を目指す。

#### <中東・アフリカ地域>

JICA が有する豊富なリソースと機構が有する貿易投資促進分野のノウハウの有機的連携を図りつつ事業を実施していく。アフリカにおいては、TICAD アジア・アフリカ貿易・投資促進会議で表明された日本政府の貿易投資促進支援方針に基づき事業を実施していく。具体的には、輸出有望製品の発掘・指導に向けた専門家派遣や、日系企業の進出が見られる南アフリカ等での裾野産業育成支援を引き続き実施する。また、政府の「開発イニシアティブ」に基づき、輸出製品の育成を目的とした展示会の開催等を実施する。

中東地域においては、食品分野等を中心とした輸出産業育成支援と、貿易促進機関設立支援を中心とする。

#### <太平洋諸島地域>

経済関係は未だ希薄であるが、多数の国々が散在し、我が国に対して友好的である太平洋島嶼国との経済関係を維持する観点から協力事業を実施する。2006 年 5 月に予定されている PALM2006（太平洋島嶼国サミット）を念頭に関係機関との連携を進めつつ太平洋諸島展を実施する。

#### <欧州・C I S 地域>

中東欧については、EU 経済圏の枠内での支援が期待できることから ODA としての支援は限定的なものにとどめる。ロシアについては、ODA 対象国ではないものの産業育成支援など進出日系企業への裨益を念頭に置いて事業を構築する。

### **（４）地域の国際化による地域経済活性化の支援**

#### ① 基本方針

国内特定地域の産業を海外との連携により活性化させることを目的に Local to Local 産業交流（LL）事業を実施する。2006 年度は、より多くの案件が（１）輸出促進、（２）対日投資、（３）新産業創出（技術ノウハウ導入）に繋がるよう工夫しながら実施し、一層成果を高めるために他の関連事業の活用を促す。

また、全国複数箇所において地域経済活性化のために地元が要望する趣旨に応じたシンポジウムを開催する。

## ② 活動方針

(イ) 案件選定においては、次の 6 プログラムを対象とするが、上記方針に基づき特に以下の A、B、C、D を重点的に実施する。

- A. 産業創出：相手地域の産業特性を相互に研究することにより、新たな産業やベンチャービジネスが創出される可能性が高い案件を重視し実施する。
- B. 技術ノウハウ導入：現在競争力の面で苦戦している我が国の地域地場産業が諸外国の技術・ノウハウを導入することにより、伝統技術を活かした商品開発や新たなビジネス展開の可能性が高い案件に重点を置く。
- C. 海外販路拡大：高い技術を保有しながらも、情報、機会の不足などの様々な制約条件から海外市場に参入する機会を得がたい地域産業が経済交流を通じて相手国の市場に参入できる可能性が高い案件に重点を置き実施する。
- D. 対日投資：当該産業が集積している諸外国地域との交流を深めることにより、我が国への投資に繋がる案件に重点を置く。
- E. 開発輸入：高い加工技術を持つ諸外国地域と連携・技術提携することにより我が国地域のブランド商品を共同開発し、最終的に我が国に輸入できる可能性が高い案件に重点を置く。
- F. 都市・地域再生：都市・地域運営の面で同様の課題を持ち、それを克服した海外の先進事例を持つ地域と交流することにより、先進事例を学び同様に課題を克服できる案件を中心に実施する。

### (ロ) 研究会・調査活動

従来どおり地方から提案される案件に加え、国内事務所と本部の連携により地域の各種産業クラスターに働きかけ、海外展開ニーズのある案件を選び出し、今後の交流の実現性について研究会及び調査を実施する。全国各地で形成された大小規模の産業クラスターは地元官民を挙げて育成が図られており、地域に対する波及効果も大きいと想定される。

### (ハ) 地域経済活性化シンポジウム

案件実施後の成果事例や国内地域が産業創出、技術ノウハウ導入、海外販路拡大、対日投資、開発輸入等の目的達成に至った事例などを国内地域に紹介し、地域自治体や業界等の要人参加を得て講演やパネルディスカッションを実施、地元中小企業が海外展開による活路を見出す一助とする。

これらの事業を通じ、本事業の利用者（LL 事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む）に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

## 2. 貿易投資円滑化のための基盤的活動

### (1) 海外経済情報の収集・調査・提供

#### 【情報の収集・調査】

##### ① 基本方針

- (イ) 海外情報の収集・調査については、我が国企業の経営判断に役立つことに加え、政策立案に資することを旨として実施する。情報収集・調査にあたっては、①ビジネスリスク、②ビジネスチャンス、③ビジネスモデル(競合国・企業調査)、④経済連携の4つの視点を2005年度同様重視する。
- (ロ) 特に東アジア自由ビジネス圏形成への対応を踏まえた情報収集・調査を重点的に行う。2006年度のみならず、複数年(2~3年)かけて、東アジアを対象とした各種調査を実施し、「東アジア経済圏」の全容解明を目指していく。なお、ここでいう東アジア経済圏は極東ロシアから中国、ASEAN、インドまでを含む地域とし、これにロシアを加えた地域を2006年度の情報収集・調査の最重点地域とする。
- (ハ) 日本経済と密接な関係を有する北米地域も情報収集・調査の重点地域とする。このほか、中東欧、南ア、UAE、ブラジルについては、欧州、アフリカ、中東、中南米地域のビジネスの拠点(Gateway to the Region)との観点から情報収集・調査を強化する。
- (ニ) 知的財産権については、東アジア諸国を中心とした制度の整備・運用、模倣品・海賊版の対応策について情報収集・調査を実施する。
- (ホ) 情報収集・調査と情報提供を一体化する。政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等セグメンテーションを行い、情報のデリバリー・ポリシーを明確にした上で、各セグメンテーションに応じた情報提供を行う。出版、電子媒体に加え、講演会・セミナー、記者発表などを通じた情報収集・調査の普及啓蒙を強化する。
- (ヘ) 顧客ニーズを踏まえたビジネス実務に役立つ貿易投資関連等の制度関連情報、産業・市場・商品情報などについては、通商弘報、ジェットロセンサー、セミナー等情報提供媒体を念頭においた的確な情報収集・調査を実施する。

##### ② 活動方針

- (イ) 東アジア経済圏(極東ロシア~インド)及びロシアを最重点調査対象地域、米国、中東欧、南ア、UAE、ブラジルを重点調査対象地域とした海外情報の収集・調査を継続的に実施する。
- (ロ) ①ビジネスリスク、②ビジネスチャンス、③ビジネスモデル(競合国・企業調査)、④経済連携の4つの視点から、我が国企業の経営判断に役立つ、あるいは我が国産業の活性化に資する情報収集・調査を行う。具体的には、米国企業のインド、欧州企業のロシアにおける経営戦略の実態や、中国の対アジア・アプローチを調査・分析する。
- (ハ) 経済連携関連については、我が国の経済連携協定(EPA)の円滑な交渉(将来の交渉可

能性を含む)に資する調査を、経済産業省と連携して行う。調査にあたっては、①日本以外の諸国との FTA (自由貿易協定) など地域経済統合の取り組み状況、②我が国企業及び現地日系企業等の貿易・投資の具体的なビジネス上の障害事項の実態・改善要望の把握、③地域統合を睨んだ各国企業の戦略・域内分業の動向などを重視する。

- (ニ) 「貿易を通じた開発達成」に向けた開発途上国支援の一環として、国際機関である UNCTAD と共同研究を開始する。最終的には、開発途上国の貿易・投資の活性化について、日本政府・開発途上国政府双方に提言を行うことを目指す。
- (ホ) 知的財産について相手国が適切でない制度・運用を行っている場合、被害状況や相手国の制度・運用を調査する。東アジア諸国を中心に制度の整備・運用状況や模倣品・海賊版への対応策について情報収集・調査を行い、セミナー等を通じた情報提供を行う。また、侵害発生国の能力構築支援とともに、知的財産周辺の調査、日本企業の模倣被害調査を行う。
- (ヘ) 顧客が求める情報 (ニーズ) に応じた調査を行うため、「貿易投資相談案件データベース」(TIC)、日々の問い合わせ、機構利用者のアンケート結果、「ジェトロ海外情報ファイル」(J-File: 貿易投資制度・統計の総合検索データベース。「貿易投資相談 Q&A」を含む) のログの分析等によって、我が国企業の情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる。また、その調査結果は外部評価をうけ、質の向上に繋げる。
- (ト) 企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「進出日系企業実態調査」、「投資コスト比較調査」を引き続き実施する。実施にあたっては、情報の精度の向上とともに効率化に努める。あわせて、アジア諸国の進出日系企業の景況感を短期的に把握するため、「アジアクイック DI 調査」を効率化して実施する。
- (チ) 諸外国との産業・技術交流を円滑に進めるための参考として、各国における技術動向や産業技術政策に関する情報を引き続き収集・調査する。また、海外でのハイテクベンチャー関連の人的ネットワーク形成 (インキュベーター、TLO、ベンチャーキャピタル等) やハイテク産業概況の情報収集を効率的に行う。加えて、バイオ、ICT、ロボット、ナノテク等の戦略産業分野における技術開発や国際標準作りに関する動向把握を目的とした調査を新たに実施する。
- (リ) 日本企業の海外ビジネス支援の観点から、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。
- (ヌ) 農林水産物については、輸出促進の観点からアジア諸国をはじめとする海外有望市場調査を強化する。また、主要国における需給動向・貿易制度等の調査や開発途上国における生産・加工実態調査等を行う。さらに、農林水産省、地方自治体及び業界団体等からの受託により、海外の農林水産物の生産・価格・農業施策及び貿易動向に関する調査を行う。

## **【情報提供】**

### **① 基本方針**

- (イ) 情報収集・調査と情報提供を一体化する。政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等セグメンテーションを行い、情報のデリバリー・ポリシーを明確

にした上で、各セグメンテーションに応じた情報提供を行う。

- (ロ) 出版、電子媒体に加え、講演会・セミナー、記者発表、映像などを通じた情報収集・調査の普及啓蒙を強化する。進出日系企業も対象とした大規模セミナーを開催する。
- (ハ) 機構としてのあらゆる事業や組織広報のツールとして、これらのメディアを相互補完的に活用することで、より幅広い機構事業の潜在的関心層に向け、戦略的な情報発信を実施していく。

## ② 活動方針

- (イ) 進出日系企業を対象とした情報提供の強化：東アジアの経済連携等をテーマとするセミナーを海外で開催する。
- (ロ) 講演会、セミナー：face to face で生（ライブ）での情報提供や意見交換ができ、情報収集・調査及びその普及に対する評価が即時に把握できる場として重要視し、積極的に開催する。
- (ハ) テーマ調査報告書：記者発表を行う等、メディアを通じた情報提供を強化する。
- (ニ) 出版物：「ジェトロセンサー」、「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、「トレードフェア・ワールド」の他、各種単行書等を制作・提供する。単行書制作に際しては、採算性を重視する。また、テーマは重要だが単行書では採算がとれないようなものはオンデマンド出版を活用する。
- (ホ) メールマガジン：「通商弘報」（ウェブ＋電子メール）は、原稿入稿から記事掲載までの時間短縮を引き続き図っていく。その他のメールマガジンについては、「ユーロトレンド」、「J-File 新着お知らせメールマガジン」、「ロシア NIS 情報」、「カルタ・デ・ジェトロ中南米」など。「ビジネスに役立つメルマガ」として、またウェブサイト等への顧客導入ツールとして活用を図る。一方、「ワールド・インフォトレイン」は、通商弘報や出版物の販促、同時に広告掲載媒体として活用を図る。
- (ヘ) ウェブサイト：上記のメールマガジンやテレビ放送、出版等との効果的な連携を通じて情報発信力を強化し、アクセス件数の増加を図る。また、海外事務所が独自ウェブサイトで発信している各種の情報については、デザインを統一し、本部サイトへの発展的な統合を進めることで、機構総体としての情報発信機能を強化する。以上により、アクセス件数を年間で3,800万件以上とする。
- (ト) データベース：「J-File」、「TTPP」（Trade Tie-up Promotion Program：インターネットによる国際的なビジネスパートナー探しを支援する引き合い案件データベース）、「J-messe」（世界の見本市をキーワード、業種、開催地などで検索できる見本市・展示会データベース）等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。
- (チ) 映像媒体（「世界は今-JETRO Global Eye-」）：機構の調査や事業成果を基に、我が国のビジネスパーソンの参考となる情報を番組として取りまとめ、テレビ放送やウェブサイトなどでの配信を通じて幅広く提供する。番組を活用することでより多くの関心層にアピールするとともに、ウェブサイトや出版物、あるいはセミナーや展示会などの在来型ツールとの連携を強化する。

## 【貿易投資相談】

### ① 基本方針

- (イ) 貿易・投資相談業務と専門図書館の運営を通じて、国際ビジネス展開に役立つ情報の提供を中心に我が国企業の国際ビジネスを支援する。
- (ロ) 「お客様第一主義」と「受益者負担」の双方を徹底し、ビジネスサポートサービスの各種個別支援メニューに対してお客様に心地良くコストを負担していただく。そのための体制整備に向けて必要な資源を投入する。
- (ハ) 貿易投資相談の質的向上のため、職員等の知見の向上を図るべく、情報共有を進めるとともに各種研修を実施するほか、貿易情報センター等への情報提供サポートを実施する。

### ② 活動方針

- (イ) 東アジアにおける経済連携協定（EPA）締結進展を踏まえ、そのメリットを享受するため、原産地証明に関する手続きや経済連携協定を活用した海外での事業展開について、国内外でのセミナー開催等を通じて広報するとともに、国内外に新たにアドバイザーを配置して個別支援を行う。
- (ロ) 関税率検索や企業照会といった一般的な貿易相談に加え、特に輸出市場として我が国中小企業も強い関心を持つ中国やアジアに重点を置き、内外における個別ビジネス支援のための体制整備を図る。具体的には、地域事情に合致したビジネス方針の策定、取引企業の選定等に関して、海外事務所ネットワークと有機的に連動した活動支援など、相談者の求める多様なニーズに対応するべく、より専門的な情報提供や具体的な相談業務を行うための体制整備に引き続き努める。特に、輸出促進の観点からアドバイザーを継続して配置する。また、取引のトラブルに関する相談機能強化のための日本商事仲裁協会との連携も継続する。
- (ハ) 貿易・投資相談の質的向上、回答の迅速化、内容の平準化のため、特にニーズの高い中国・アジア情報を中心として、国内外における TIC やメールマガジン配信等による情報の共有化を進める。また、データベース研修や地方貿易情報センター赴任者研修を引き続き実施するほか、貿易情報センターや情報デスク等で対応が困難な相談について本部より情報提供を行う。
- (ニ) ビジネスサポートサービスの一層の普及を図り、顧客のニーズを的確に把握し、海外事務所ブリーフィングの提供、ビジネス・アポイントの取得、海外簡易情報照会の実施、海外ビジネス・サポート・センター（海外 BSC）の利用など、適切な個別支援メニューに結び付けることで、ビジネス具体化のための支援を強化する。このため、事務処理の効率化とサービスの質の向上を図るとともに、広報を強化する。
- (ホ) ビジネスライブラリーは、我が国企業と機構が接するフロントライン及び組織内の情報インフラとして、引き続き利用者ニーズを反映した資料及び電子情報の収集・提供を行う。さらに、ウェブサイト上のコンテンツの充実、アジ研サテライトの活用等によるレファレンス機能の強化を図る。また、利用者層の拡大を図るため、積極的な広報を展開する。
- (ヘ) 貿易情報センターが設置されていない地域での貿易・投資相談・情報提供ニーズに

対応するため、2005 年度から開始した地域貿易投資相談支援事業（情報デスク）を引き続き実施する。また、貿易投資アドバイザーが常駐していない貿易情報センターを中心に、ジェトロ認定貿易アドバイザー等を活用した巡回相談を実施する。

- (ト) 会員事業（ジェトロメンバーズ）は、引き続き新規会員の獲得に組織を挙げて取り組む。メンバーに対する「情報提供」から「ビジネス支援」に一層の重点を置き、メンバー割引制度を利用いただくことで、機構の各種有料ビジネスサポートサービスの活用を促す。
- (チ) 「貿易実務オンライン講座」については、「基礎編」に加え、貿易実務の中級者向けのより高度な知識、ノウハウを学習する「応用編」の受講を促進する。以上により、年間で1,250人の受講者を確保する。
- (リ) 見本市・展示会産業においては、経営者、実務担当者、経済波及効果の研究者など多方面にわたる人材育成が喫緊かつ重要な課題となっている。このため、見本市・展示会の企画・立案から実施にいたるまでの諸業務と関連分野を総合的に習得し、実務知識と世界の見本市展示会ビジネスの動向について理解を深めるための見本市・展示会講座を開催する。

これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## **(2) 海外への情報発信**

### **① 基本方針**

- (イ) 中国をはじめとする東アジアを対象とした情報発信を最重要課題に設定する。情報発信の対象は、東アジア地場企業・有識者にとどまらず、場合によっては欧米有識者を含める。「東アジアにおける日本の立場を情報発信するジェトロ」という機能を充実することを目指す。
- (ロ) 特に、「東アジア・セミナー」については、従来の米国（ワシントン、サンフランシスコ）に加えアジア（北京、シンガポール）、オーストラリア（シドニー）においても実施する。さらに、日中間の対話促進も重視し、「日中経済討論会」を開催するとともに、新たに我が国有識者を含めた議論の場を、中国の研究機関との間に設置する。
- (ハ) 加えて、従来どおり各地域においても、企業・有識者を対象とした情報発信を本部・海外事務所間の連携を通じて強化し、日本とのビジネスの魅力を理解せしめるための情報発信活動を行う。

### **② 活動方針**

- (イ) 東アジアを対象とした情報発信を強化するため、「東アジア・セミナー」を従来の米国（ワシントン、サンフランシスコ）に加え、アジア（北京、シンガポール）、オーストラリア（シドニー）においても、企業・有識者を対象とした大型セミナーとして開催する。また、欧州においては、同種の大型セミナーを対日投資セミナーの一

環として実施する。

- (ロ) 日中間の対話促進を目指し、「日中経済討論会」を引き続き開催するとともに、中国・社会科学院、国務院発展経済研究センター等の中国機関と機構との「組織対組織」の関係を構築する。これに加え、我が国有識者と、中国、米国の有識者のネットワークを構築し、日本（東京）、中国（北京）、米国において、それぞれ日中米の有識者間の対話促進を目指す。
- (ハ) 海外におけるオピニオンリーダー及びビジネス・リーダーとの交流を深める。特に、東アジア諸国を中心とするジャーナリスト・有識者を招聘し、我が国有識者との意見交換や関連施設の視察などを通じ、我が国経済の現状やアジア地域経済連携に果たす我が国の役割について理解促進を図る。
- (ニ) 海外事務所の日常的情報発信については、機構職員（駐在員）自らが情報発信の内容とターゲット（対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて行う。
- (ホ) 海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するため、我が国の貿易・経済動向、経済構造改革、規制緩和等政府施策を通じたビジネスチャンス、外国企業の対日ビジネス成功事例などの情報を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供するとともに、本部のウェブサイトを通じて発信する。
- (ヘ) 海外主要国（都市）においては、我が国経済への関心を高める海外情報発信を強化する方策の一つとして、最新の日本経済事情等を紹介するセミナーを開催し、日本の実情に対する正しい理解と対日ビジネスへの関心を促す。
- (ト) 本部からの情報発信は、英文ウェブサイトを中心と位置付け、分かりやすく、効率的・質的な充実を目指したコンテンツとデザインを作成する。
- (チ) 本部において、在日外国プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化し、日本の活力ある面をアピールする。
- (リ) さらに、海外で開催される主要な見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信のため、ジェットロブースを設置し、パネル、パンフレット、ビデオ等を活用した情報発信を行う。また、2008年サラゴサ国際博覧会、2010年上海国際博覧会への我が国の参加に関わる支援を行う。
- (ヌ) グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合への参加を通じて、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。

### **(3) 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援**

#### **① 基本方針**

- (イ) 中国の市場開放と経済発展に伴い、中国は日本企業の投資先として高いポテンシャルを持っている。一方で、2005年4月の反日デモ以降、人材不足、人件費増加、人民元切り上げ、電力不足など中国リスク対策情報ニーズが高まっており、進出企業支援センターの活動を一層活性化させる。また、日系企業の抱える問題を総意として中国政府に伝えるパイプ役として機能させる。
- (ロ) 企業の関心は中国一辺倒から他国でのリスク分散に変化してきており、タイ、インドネシア、ベトナム、インドなどへの関心が高まっている。情報ニーズが高い一方

で、現状の体制が十分とは言えないベトナム、インドについては、機構が投資相談窓口として機能できるよう、資源を重点的に配分する。また、企業の関心は高いものの日本企業のビジネス進出が相対的に遅れているロシアについては、積極的なビジネス環境・投資環境に関する情報発信を行う。

- (ハ) FTA の進展に伴い、海外進出日系企業の情報ニーズは、進出国での情報のみならず、進出先以外の第三国情報、販売先・調達先としてのマーケット情報に拡大している。また、国境を越えた経済圏という考え方が浸透する中で、FTA の活用方法、物流などの情報ニーズも高まっている。2005 年度に引き続きかかる情報ニーズに対応するための活動に取り組む。
- (ニ) 経済連携に向けた世界的な動きが活発化する中、我が国とアジア諸国が共に持続的な成長を遂げるためには、各国相互の利益となる経済システム・制度の整備が必要である。特に、①知的財産権制度の整備、②基準・認証制度の普及、③省エネ・環境の基準、資格、技術等の普及、④物流・通関手続等共通化・円滑化の推進支援、⑤ASEAN 諸国等における裾野産業の基盤強化支援等に係る環境整備へ向けた協力を重点に据える。また、協力事業の策定にあたっては、当該国政府・企業及び我が国企業（日系企業を含む）の双方へ裨益することを勘案して決定する。

## ② 活動方針

- (イ) 2005 年 4 月に中国 5 拠点に設置した「進出企業支援センター」の活動を引き続き活性化させ、「中国ビジネス相談はジェットロ」というステータスを確立するよう努める。具体的には中国各地方での巡回相談を強化し、新たな顧客開拓を図るほか、FAQ の作成などにより相談の効率化、質の向上を図る。現地側日系企業の抱える問題については、各事務所での動きを全事務所が共有し、現地政府に提言する等、現地の投資環境改善に資する活動に引き続き取り組む。また、中国沿岸部では、製造業のみならず、サービス業でのビジネス展開に関する情報ニーズが高い。上海を中心に中国サービス業のビジネス展開について積極的に情報収集・発信を行う。
- (ロ) ベトナム（ハノイ）、インド（ニューデリー）については、増大する企業ニーズに対応するため、新たにアドバイザーを派遣し、企業の投資・ビジネス相談に対応する。また、中小企業の新規投資を支援する観点で、ジャカルタ、ハノイ、ニューデリーに海外 BSC を設置する。
- (ハ) 政府間での FTA が締結、あるいは交渉中であるメキシコ、ASEAN 各国については、アドバイザーによる二国間 FTA や域内 FTA を活用した企業のビジネス支援を行う。
- (ニ) ブラジル、ロシアについては、未だ中小企業が進出する段階にはないが、欧米諸国、韓国・台湾等の企業が積極的にビジネス展開を図る中で日本企業の相対的なステータスの低さが目立つ。長期的な展望に立ち、これら地域での現地政府への食い込みや日本企業に対する情報提供の強化をはかる。ブラジルについては、2005 年 12 月に実施したミッションのフォローアップを行うとともに、在北美企業を含めた情報提供を行う。ロシアについては、2005 年度に欧州からのミッションを派遣しているが、2006 年度は日本からのミッション派遣、現地日系企業・現地政府の橋渡しとなるためのネットワーク活動を積極的に行う。

- (ホ) 東アジアでの“外-外事業”（第三国間事業）を展開し、ASEAN 間での情報共有、提供を行うとともに、中国-ベトナム、タイ・シンガポール-インドなど企業ニーズの高い地域情報については、より積極的にミッション派遣やセミナー開催等を通じた情報発信を行う。また、欧州においても、西欧-中欧・東欧・南欧・トルコなどの情報ニーズが高く、外-外事業を展開する。
- (ヘ) その他の東アジア拠点においては、引き続きアドバイザー、海外BSC、法務・労務・税務コンサルタント事業などのツールを効果的に活用したタイムリーな情報提供、企業支援を行う。
- (ト) また、アジア、中南米を中心に、海外の日本商工会、もしくはそれに相当する団体と協力し、現地投資環境改善に資する活動を行い、法制度改正や運用面での改善等、具体的な現地ビジネス・投資環境改善に繋げる。
- (チ) 第2回となる日中韓イベントで日中韓域内での企業交流の促進を図る（2006年3月の実施を見て実施時期を検討）。
- (リ) 国内においては、中堅・中小企業をはじめとする企業の東アジア、新興国への投資環境に関する情報ニーズに対応するため、ミッション派遣、セミナー開催などを通じて最新の情報を提供する。
- (ヌ) 制度整備協力では、特にアジア地域における日系企業のビジネス環境整備を図るため、ASEAN 域内の物流効率化事業等、貿易・投資の活性化に向けた制度整備と運用支援を行う。
- (ル) アジア地域の環境・省エネルギー分野においては、政策対話を通じ各国の実情に応じた協力事業を中心に制度構築を目指す。特に、省エネ分野は原油価格の高騰により急速に関心が高まっており、省エネ技術普及支援で十分な対応をしていく。
- (ヲ) JICA や JODC、AOTS などの我が国関連他機関と連携し、事業全体の効率性、有効性の向上に努める。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### 3. 開発途上国経済研究活動

#### (1) 開発途上国に関する調査研究

##### ① 基本方針

アジア経済研究所は、開発途上国研究の拠点として、世界への知的貢献をなすことを目指している。そのために、それぞれの地域に密着した知識を収集・蓄積し、開発途上国の実態と解決すべき問題を明らかにし、開発途上国に対する深い理解を広く国内外に提供する。

研究所は、今後長期的に取り組むべき大きな課題として、開発途上国・地域の「持続的な成長と発展」に資する研究、「貧困削減」に資する研究、そして「平和と安全」に資する

研究の3つを掲げ、研究活動を実施していく。

持続的な成長と発展に資する研究においては、経済発展に伴う社会経済構造の変動とそれに伴って発生する問題を長期的な観点から分析する。貧困削減に資する研究では、貧困の原因や進行状況を分析するにとどまらず、農村開発、雇用、教育ジェンダー、保健等との関連についても分析する。平和と安全に資する研究においては、国際紛争にとどまらず国内における民族同士の対立や国家体制の安定についても分析する。

## ② 活動方針

中期目標・中期計画に定められている「東アジア域内の経済発展に向けた調査研究」に重点を置くことを踏まえ、2006年度の研究課題を、研究所が重点的に資源を配分する重点研究、継続的に取り組み成果を提供するプロジェクト研究、急激な国際情勢の変化に対応する機動研究、経常的に取り組む基礎研究に分類し、それぞれの研究形態に適した資源配分を行う。基礎研究について、2006年度は「生産流通ネットワーク」「労働市場と社会政策」「統治システムと地域の安定」に関わる研究テーマに力を入れて実施する。

### (イ) 重点研究

東アジア地域では、国際的な工程間分業を主体とした実質的な経済統合が進み、さらに自由貿易協定（FTA）による制度的統合へと移行し始めた。研究所は、2004年度より「東アジアの地域統合」研究を重点研究と位置付け、地域統合がもたらす影響、域内協力の制度化、域内各国の構造改革などの研究を進めてきた。2006年度は、域内FTAの交渉過程、産業・貿易パターンの変化、中国台頭の影響などにも注目し、東アジアの地域統合の進展に伴う諸問題を多角的に研究する。

### (ロ) プロジェクト研究

アジア諸国の政治・経済状況を把握するために、アジアの動向分析を実施する。また、アジア諸国や開発途上国・地域の経済状況を定量的に把握するために、経済予測、貿易統計の整備を引き続き実施する。さらに、我が国の経済・技術協力政策策定に資するための基礎調査を実施する。

### (ハ) 機動研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応し機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。研究課題は随時設定する。

### (ニ) 連携研究

研究所と、大学、研究機関、地方自治体等の外部の機関が開発途上国に関する諸問題について研究課題を設定し、双方の知見を活かした共同研究を実施する。

### (ホ) 基礎研究

開発途上国・地域に密着した経済、政治、社会及び地域横断的な開発に関わる基礎的・総合的研究を実施する。2006年度は「生産流通ネットワーク」「労働市場と社会政策」「統治システムと地域の安定」に関わる研究テーマに優先的に取り組む。

#### (へ) 受託研究

政府各機関、援助関連機関、国連関連機関等からの受託研究を実施することで、公的機関としての研究所の役割を果たす。同時に、自己収入を確保する。

これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

## **(2) 開発途上国に関する資料収集・情報提供**

### **【開発途上国・地域の調査研究に関する資料・情報の収集】**

#### ① 基本方針

研究所図書館は、引き続き我が国における開発途上国研究の共通インフラとの位置付けをベースにして、顧客の高い利用満足度の確保を中心に、次の点に配慮した資源配分を行う。

#### ② 活動方針

(イ) 開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し、広く国内外の研究者などに開放・提供するため、2003年3月に作成した「資料収集方針・選書基準」に基づき資料収集を効率的に行い、迅速な整理・提供を行う。この際、電子資料についても積極的かつ効果的に収集・提供する。

(ロ) 遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるため、2003年度から開始した新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）の登録件数を増加させ、年間利用者数を500人以上にするとともに、都心のアジ研図書館サテライト、図書館相互貸借制度の活用等によるサービスを展開する。

(ハ) 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取り組みを行う。

A. 独自性のあるデジタルライブラリー構築のため、前年度作成したパイロット版を評価し、関係各部と連携し、本格的な構築に着手する。また、機関リポジトリを設置し、国内外に向けてインターネットで研究所役職員等の研究成果を発信する。

B. 途上国研究の専門図書館として機能させるため、図書館職員セミナーなど各種研修や海外の資料情報調査を通じて、図書館職員の専門性を向上させる。

C. 資料劣化調査、書庫環境調査を踏まえ、将来に向けての利用者サービスの観点から図書資料保存劣化対策を検討する。

D. 図書館棟4階積層書庫部分の有効活用と、利用者の利便性を考慮し、2階凍結和書を中心とした資料の配架調整を行う。

(注) 積層書庫： 図書館4階に建設した書架で、1層目の書架の支柱を利用してその上に鋼板で床をつくり、これを2層目として書架を積み重ねる工法。積

層式書架とも言う。

凍結和書：従来、和書は主題別に配架されていたが、98年10月以降、和・洋書を分けずに地域別配架に変更した。98年10月までに主題別に配架されていた和書を凍結和書と呼ぶ。

E. 図書館からの情報発信活動を積極的に行うとともに、国立国会図書館、国立情報学研究所等の関係機関・団体との連携の下でサービス向上のための取り組みを行う。

F. 利用者アンケート、ご意見箱、研究所業績評価委員会・調査研究懇談会などを活用して、顧客の満足度や利用者ニーズを引き続き把握する。

これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点以上とする。

## **【成果普及】**

### **① 基本方針**

研究成果を途上国研究者、政府、内外の経済協力機関、ビジネス界、学生、途上国に関心を有する国民に幅広く提供し、我が国の経済協力政策の形成、途上国理解を深めるため、種々の手段（出版、セミナー、講演会、連続講座、ウェブサイト等）を駆使して成果普及を行うほか、「発展途上国研究奨励賞」の選定を行い、途上国研究水準の維持・向上を図る。

### **② 活動方針**

#### **(イ) 出版**

引き続き出版物については、査読を経た上で出版することにより、上質の研究成果を提供する。特に英文機関誌では、海外の出版社に出版業務を委託したことから、今後の海外での普及拡大と引用件数の増大、その結果としての評価の向上が期待できる。

また、海外での一層の成果普及を行うため、引き続き海外出版社を通じた英文による成果の発信を強化する。他方、途上国理解の裾野を広げるため、和文の啓蒙書、教養書の出版を進める。以上により、年間で60点以上の有料出版物を刊行する。

#### **(ロ) ウェブサイトの更新と拡張**

近年のウェブサイトを通じた広報活動の拡大に合わせ、ウェブサイトの更新と拡張を行う。具体的には、一定期間を経過した機関誌掲載論文のウェブサイトでの公開、調査研究報告書、ディスカッション・ペーパー等を迅速に公開することにより、研究所成果の全文公開を進め、ダウンロードによる利用を図る。また、海外、特に中国からのアクセスを拡大するため、英語に加えて中国語ウェブサイトを開設する。以上により、年間で220万件以上のウェブサイトアクセス件数と、40万件以上の論文等のダウンロード数とする。

#### **(ハ) 講演会、セミナー等**

各界の種々の要望に応えるテーマを設定し、一連の「夏期公開講座」を開催するほか、「専門講座」、「幕張・都心講演会」の開催、地域の要望に応えるため「地方講演会」を開催する。これらの開催にあたっては、引き続き本部、地方の貿易情報センター、関係機関との

連携・協力を仰ぐ。また、アジアを中心として我が国進出企業を主たる聴講者と想定する海外講演会を開催する。以上により、年間で27件以上の講演会、セミナーの開催を実施する。これら講演会等の聴講者に対するアンケートにより、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

## (二) 賛助会員

賛助会員制度については、2005年度に一部制度の見直しを行ったが、一層のサービス内容の充実を図り、漸減傾向にある賛助会員数に歯止めをかける方策を引き続き実施するとともに、個人会員の獲得を図る。

## **(3) 開発途上国に関する研究交流・人材育成**

### **【研究交流】**

#### ① 基本方針

国際機関、国内外の大学・研究機関、研究者との研究交流促進及び途上国研究ネットワークの強化を図り、研究所が途上国研究ネットワークのハブ機能を果たす。また、積極的に海外の学会等で研究者が発表することにより、研究所の知名度の向上を図る。

#### ② 活動方針

##### (イ) 海外研究員

2005年度は派遣候補者の調査研究計画の事前評価を強化した。研究能力の涵養、研究交流、個人の研究の深化など多面性を持つ海外派遣の目的が十二分に達成されるように、引き続き改善を図り、可能なものから実施していく。現地研究会の成果は研究所ウェブサイトへの掲載を定着させるとともに、現地への還元を目的に、可能な限り現地受入機関等のウェブサイトからの発信を行うほか、有料出版物の可能性を探る。

##### (ロ) 研究機関との提携

国際機関、国内外の大学・研究機関との共同研究等の連携事業の実施、人的交流、研究交流協定の締結などを通して、ネットワークを拡大、強化し、実質的研究交流促進を図る。

##### (ハ) 海外客員研究員、国内客員研究員、インターンシップ

海外客員研究員については、招聘期間を長期化し、研究所における交流、事業への参加の機会を増やし、研究所に対する貢献度はもとより、客員研究員自身にとっての満足度を高める。また、他機関（国際交流基金など）の財政負担による海外客員研究員（無給客員）、国内客員研究員、インターン生を積極的に受け入れ幅広く研究交流を行う。上記（ロ）とも相まって研究所が途上国研究の一つの中心として機能する。

## (二) 国際シンポジウム、ワークショップ、海外学会等参加

国際シンポジウムの開催、世界銀行・財務省主催による ABCDE2006 (Annual Bank Conference on Development Economics) (2006年5月) を始めとする各種国際会議への参

加、海外での学会発表、GDN (Global Development Network) 等での成果発表を奨励し、研究成果の世界的な発信と研究交流を推進する。プロジェクト、研究会単位が実施する海外共同研究については、ワークショップ、原稿検討会など意見交換の場を積極的に設定し、研究の相乗効果の創出に努めるようにする。以上により、年間 60 件以上の共同研究プロジェクトを実施する。

これらの活動を通じて、研究インフラ利用者へのアンケート調査による評価を行い、4 段階評価で上位 2 段階を占める割合が 7 割以上とする。

## **【人材育成】**

### **① 基本方針**

開発スクール (IDEAS: IDE Advanced School) において、研究所の途上国研究に関する豊富な蓄積と人的資源を活用し、途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する。

### **② 活動方針**

#### (イ) 日本人研修事業

- A. 日本人研修生に対し、海外の大学・国際機関等からの海外客員教授を積極的に招聘し、実習を多く取り入れた開発専門家育成のための実践的な授業を行う。
- B. 開発援助機関の動向の情報収集を行うとともに、日本人研修生へのアンケート調査も踏まえ、日本人研修生の進路に即したカリキュラム編成を行う。
- C. 進学・進路指導を強化するとともに、修了生・援助関係機関等とのネットワークを活用し、国際機関・開発関係機関への就職活動のバックアップを積極的に行う。
- D. 講師陣、卒業生等を活用し、開発問題セミナー及び IDEAS 冠講座を行うとともに、IDEAS のテキストをベースにした出版物の刊行並びにホームページで講義概要及び修了生の活動紹介等を行い、IDEAS プログラムの広範囲な浸透を図る。

#### (ロ) 外国人研修事業

- A. 外国人研修生に対し、日本の経済発展・開発の軌跡とともに、社会開発、環境問題など日本経済・社会が抱える問題点について、授業とともに、工場見学等のスタディツアーを充実させ、効果的なプログラムを実施する。
- B. LDC (後発開発途上国) からの受け入れを促進するとともに、派遣元機関の拡大を図る。
- C. 大学・関係機関と連携し、修了生に対し、フォローアップセミナーによる再研修を行い、現地の経済開発の取り組みへの支援を行う。
- D. 修了生の帰国後の現況を調査し、海外での活動状況をホームページ等で紹介する。また、本プログラムを通じ、修了生が所属する各国行政機関と研究所、機構の海外事務所との人脈形成に寄与するためのネットワークづくりを強化する。

これら研修事業について、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4 段階評

価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

#### **4. 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携**

両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を推し進める。また、引き続き研究会への相互参加、講演会、セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両活動の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

### **Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画**

別添のとおり。

### **Ⅳ. 短期借入金の限度額**

8,079百万円

### **Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画**

FAZ 支援センターの見直しに伴い、活用しないと決まった土地、建物を処分する。

### **Ⅵ. 剰余金の使途**

- ・ 海外有識者、有力者の招聘の追加的实施
- ・ 職員教育の充実
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

### **Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

#### **1. 施設・設備に関する計画**

なし。

## 2. 人事に関する計画

### (1) 業務の変化、多様化に対応した採用と人員配置

- ・ 既存事業の見直しを行い、2006年度の重点、新規事業等に対応した業務の実施体制に必要とされる職員の配置を行う。また、職務、職責の明確化を図り、実施体制が有効、かつ十分に機能するよう「役職（ポスト）」の見直し、適正配置を行う。
- ・ 独立行政法人化以降、政府受託事業など機構の業務内容はより多様化し、求められる専門性も高度化してきている。このため、専門性を有する人材を外部から任期付で採用するなどにより組織の活性化や組織目標の達成を図る。

### (2) 職員のコース選択をふまえた研修の実施

- ・ 新人事制度によるコース制導入とキャリアアンケートをベースとした職員のコース選択を踏まえ、職員個々のニーズを踏まえたきめ細かい研修を、より多くの職員に対し展開する。また、各部の求める人材、専門性を考慮した人事配置を行う。
- ・ 併せて、個々の職員が各職場で上司と目的意識を共有し、持ちうる能力を十分に発揮できるよう管理職の部下の育成能力、評価能力を高める研修や、若手職員のコミュニケーション能力向上のための研修を引き続き実施する。
- ・ 研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者としてのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

### (3) 人事管理の合理化と徹底

多様な雇用形態に対応した人事管理の徹底を図るため、総合人事管理システムの検討を進める。

## ○予 算(平成18年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金収入	23,923
国庫補助金収入	3,806
受託収入	9,082
うち国からの受託収入	8,358
うちその他からの受託収入	724
業務収入	3,595
その他の収入	135
計	40,541
支 出	
業務経費	29,899
受託経費	8,539
一般管理費	2,103
計	40,541

○収支計画（平成18年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	40,595
経常費用	40,591
貿易・投資振興業務費	25,575
開発途上国経済研究活動業務費	4,079
受託業務費	8,539
一般管理費	1,995
減価償却費	403
財務費用	4
臨時損失	0
収益の部	40,720
運営費交付金収益	23,822
国庫補助金収入	3,806
国からの受託収入	8,359
その他からの受託収入	724
業務収入	3,595
その他の収入（雑収入）	95
資産見返負債戻入	280
財務収益	39
臨時収益	0
純利益	125
目的積立金取崩額	0
総利益	125

○資金計画（平成18年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	93,769
業務活動による支出	40,192
貿易・投資振興業務費	25,579
開発途上国経済研究活動業務費	4,079
受託業務費	8,539
その他の支出	1,995
投資活動による支出	16,778
有形固定資産取得による支出	16,778
財務活動による支出	147
翌年度への繰越金	36,652
資金収入	93,769
業務活動による収入	40,541
運営費交付金による収入	23,923
国庫補助金による収入	3,806
国からの受託収入	8,359
その他からの受託収入	724
業務収入	3,595
その他の収入	134
投資活動による収入	1,450
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	51,778

以 上